

拓殖大学 障がい学生支援に関する基本方針

1. 基本理念

本学は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がい者差別の解消を推進することを目的とする「障害者基本法」（昭和45年法律第84号）及び「文部科学省所管事業における障害を理由とする差別の解消の促進に関する対応指針」（平成27年文部科学省告示第180号）に則り、本学における障がいのある学生への支援を行います。

2. 基本方針

(1) 機会の確保

障がいのある学生に必要な修学機会の確保に向けた、支援内容・方法の充実を行います。

(2) 情報公開

障がいのある学生及び本学入学希望者に対し、本学の受入れ姿勢や方針、またバリアフリー状況について情報公開を行います。

(3) 決定過程

障がいのある学生から修学等の支援、障がいのある入学希望者から受験上の配慮について、申し出があった場合には、学生本人の要望に基づき、拓殖大学障がい学生支援委員会において協議・調整を行い、可能な限り合理的配慮の提供を行います。

(4) 教育方法等

情報入手やコミュニケーションへの配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮を行います。

(5) 支援体制

障がいのある学生への支援は、各部局（学部、事務局等）が連携します。

なお、相談窓口は、次のとおりです。

- ・ 本学入学希望者：入学支援センター事務部 入学課
- ・ 本学在学学生：学生部 学生支援室及び八王子学生支援室

(6) 学修環境（施設等）

安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、可能な限り学修環境（バリアフリー化等）の整備を行います。

(7) 障がいへの理解促進

学生・教職員に対して、障がいへの理解促進・意識啓発を行います。

以 上